

別表1 特定調達品目と判断基準等

① 紙類

品 目	判断基準
コピー・リソ用紙	古紙配合率 100%、白色度 70%以下
コンピューター連続用紙（枚）	古紙配合率 70%以上
その他の無地用紙（無色・白色）	古紙配合率 70%以上
トイレットペーパー（ロール）	古紙配合率 100%、ノンコアシングルロール

② 納入印刷物（外部発注印刷用紙）

品 目	判断基準
ポスター類	古紙配合率 70%以上、白色度の低いもの
冊子（計画書、報告書等）	
パンフレット類	
その他（財務会計用紙、納付書等）	

③ 文具類

品 目			
OA クリーナー（ウェットタイプ、液タイプ）		OA フィルター（デスクトップ（CRT・液晶）用）	
OHP フィルム	アルバム	印章セット	インデックス
絵の具	絵筆	鉛筆	鉛筆削り
カードケース	回転ゴム印	額縁	カッターナイフ
カッティングマット	紙めくりクリーム	缶・ボトルつぶし機	起案用紙
クラフトテープ	クリップケース	けい紙	消しゴム
黒板拭き	ごみ箱	事務用修正具（液状・テープ）	
事務用封筒（紙製）	シャープペンシル	シャープペンシル替芯	朱肉
定規	スタンプ台	ステープラー	ステープラー針リムーバー
製本テープ	タックラベル	つづりひも	テープカッター
デスクマット	トレイ	名札（衣服取付／首下げ型）	
名札（机上用）	粘着テープ（布粘着）	のり（液状・固形・テープ・澱粉のり）	
ノート	バインダー	はさみ	パンチ
ファイル	付箋紙	ブックスタンド	ペンスタンド
ボールペン	墨汁	ホワイトボード用イレーザ	マーキングペン
マウスパッド	マグネット（玉・バー）	モルトケース（切手をぬらすもの）	
リサイクルボックス	両面粘着紙テープ	レターケース	連射式クリップ
判 断 基 準			
・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルがついているもの。 ・グリーン購入法適合商品のマークがついているもの。 ・GPN（グリーン購入ネットワーク）データブック掲載商品のマークがついているもの。 ・メーカー独自の基準に基づいてつけられている環境マークがついており、方針に適合するもの。			

④ OA 機器

品 目	判断基準
パーソナルコンピューター（電子計算機）	消費電力が少ないことを考慮した上で、別紙、選択項目 5 / 8 項目以上
コピー機・プリンタ・ファクシミリ（複合機を含む）	消費電力が少ないことを考慮した上で、別紙、選択項目 5 / 8 項目以上

⑤ 自動車

品 目	判断基準
自動車	別紙に掲げる自動車

⑥ 作業着

品 目	判断基準
作業着・防寒服	別紙に掲げる基準

⑦ オフィス家具

品 目	判断基準
・椅子（特殊なものを除く） ・机・テーブル	・エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベルがついているもの。 ・グリーン購入法適合商品のマークがついているもの。 ・GPN（グリーン購入ネットワーク）データブック掲載商品のマークがついているもの。 ・メーカー独自の基準に基づいてつけられている環境マークがついており、方針に適合するもの。

ただし、①紙類および②納入印刷物（外部発注印刷用紙）については、グリーン購入法の古紙配合率等が改正されるまでの間、判断基準の古紙配合率および白色度について、白色度の低いものがあるいはできる限り環境に配慮したものと読み替える。

別紙

4-1 パーソナルコンピューター（電子計算機）

使用時や低電力モードでの消費燃料が少ないことを考慮した上で、下記の8つの選択項目のうち、5項目以上に該当する製品とする。

選 択 項 目	①国際エネルギースタートプログラムの基準に適合していること。
	②拡張スロットやPCカードスロット、USBなどを備え、機能拡張が行えること。
	③分解が容易である等の素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
	④使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
	⑤再生材料を使用していること。
	⑥鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと。
	⑦取扱説明書に再生紙を使用していること。
	⑧塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）を極力使用しないこと。

4-2 コピー機・プリンタ・ファクシミリ（複合機を含む）

使用時の消費燃料が少ないことを考慮した上で、下記の8つの選択項目のうち、5項目以上に該当する製品とする。

選 択 項 目	①国際エネルギースタートプログラムの基準に適合していること。
	②紙の使用量を削減できる機能が付いていること。（両面コピー／印刷、複数ページコピー／印刷機能）
	③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
	④使用済みトナーカートリッジの回収・リサイクルを行っている。
	⑤再生材料を使用していること。
	⑥鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤（PBB、PBDE）を極力含まないこと。
	⑦取扱説明書に再生紙を使用していること。
	⑧塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）を極力使用しないこと。

5 自動車（二輪車、特殊自動車を除く。リース車含む。）

次に掲げる自動車とする。

①電気自動車
②天然ガス自動車
③メタノール自動車
④ハイブリット自動車
⑤低燃費かつ低排出ガス認定車（平成22年度燃費基準を達成し、かつ、平成12年基準排出ガスおよび平成17年排出ガス基準が50%低減レベル以上である自動車）
⑥ディーゼル自動車（平成17年度燃費基準を達成し、かつ、平成15年排出ガス規制に適合するとともに超低PM排出ディーゼル車として認定された自動車）
⑦燃料電池車

6 作業服・防寒服（ポリエステル繊維を使用しているものに限る）

ポリエステル繊維に、再生PET樹脂から得られるポリエステルを使用していること。